

**指標連動有価証券等組入型 E T F の上場制度の見直しに関する
有価証券上場規程等の一部改正について**

2026 年 10 月 14 日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2026 年 10 月 16 日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、これまで新規上場の承認を見合わせていた店頭デリバティブ取引やリンク債を活用した E T F の新規上場を可能とすることで、多様な投資戦略や新たな投資対象への投資機会の提供の実現を図り、本邦金融・資本市場の国際競争力向上に資するための制度整備を行うものです。

II 改正概要

（備 考）

1. 定義

指標連動有価証券等組入型 E T F の定義を以下のとおり改めます。

- ・ 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券、特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利又はそれらを投資信託財産等に組み入れた投資信託等の受益証券等を投資信託財産等に組み入れた E T F

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第 1001 条第 13 号

2. 指標連動有価証券等組入型 E T F に関する上場審査基準

指標連動有価証券等組入型 E T F の上場にあたっては、以下の基準を新たに適用します。

（1）組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替え

- ・ 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制が管理会社において適切に整備されていること
- ・ 保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資する場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社において上記の体制が整備されていることを確認していること

- ・ 規程第 1104 条第 1 項第 2 号 d の 4（c）
- ・ 規程第 1104 条の 2 第 1 項第 2 号 g（c）

（2）非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢の整備

- ・ 非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組

- ・ 規程第 1104 条第

み入れる場合にあっては、金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第21号の10、第21号の11その他関連する規定を踏まえ、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢が管理会社において整備されていること - 保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券又は組入債権に投資する場合にあっては、保有する投資信託等の管理会社において上記の態勢が整備されていることを確認していること (3) ポートフォリオ情報の提供 - ETFの組入資産の明細として当取引所が定める事項が記載された情報（ポートフォリオ情報）が日々売買立会開始前までに投資者へ継続的に提供される見込みがあること (4) 投資制限 - 組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあっては、組入有価証券への実質投資割合の合計を信託財産の純資産総額の20%以下とすること - 外国ETF及び外国ETF信託受益証券にあっては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限と同等の投資制限が設けられていること	1項第2号dの4（d） ・ 規程第1104条の2第1項第2号g（d） ・ 規程第1104条第1項第2号dの5 ・ 規程第1104条第1項第2号dの6 ・ 規程第1104条の2第1項第2号gの2 ・ 規程第1104条第2項第8号
3. 指標連動有価証券等組入型ETFに関する情報の開示等 (1) 適時開示 - 指標連動有価証券等組入型ETFである上場指標連動型ETFについて、以下の適時開示基準を設けます。 － ポートフォリオ情報の提供方法の変更 － ポートフォリオ情報の投資者への提供の停止 － ポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合 - 組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあっては、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%を超える日が5営業日連続した場合に適時開示を求め	・ 規程第1107条第2項第1号a（s）の2等 ・ 規程第1107条第2項第1号a（s）の3等 ・ 規程第1107条第2項第1号k等 ・ 規程第1107条第2項第1号l等

ます。

(2) 投資者への情報の提供

- ・ 指標連動有価証券等組入型E T Fである上場指標連動型E T Fの管理会社に対し、日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報を公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するように義務付けます。

- ・ 規程第1107条の3第1項第3号の2
- ・ 有価証券上場規程施行規則第1109条の3第2項

4. 指標連動有価証券等組入型E T Fに関する管理会社の行動規範

上場指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理会社に対し、当該E T Fのカウンター・パーティーの信用状況に関する管理体制等の適切な整備に努めることを求める規定に加え、以下を求めます。

- ・ 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制の整備
- ・ 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢の整備（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れていない場合を除く）

- ・ 規程第1110条の2第3項第2号
- ・ 規程第1110条の2第3項第3号

5. 指標連動有価証券等組入型E T Fに関する上場廃止基準

上場指標連動有価証券等組入型E T Fにあつては、以下の上場廃止基準を設けます。

- ・ 組入有価証券及び組入債権の別の資産への迅速な切り替えを行う体制が整備されなくなった場合
- ・ 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金の適切な管理に係る態勢が整備されなくなった場合（非清算店頭デリバティブ取引に係る権利を投資信託財産等に組み入れていない場合を除く）
- ・ 上場指標連動有価証券等組入型E T Fのうち組入有価証券に投資する場合（保有する投資信託等の受益証券等を通じて組入有価証券に投資する場合も含む）にあつては、組入有価証券への実質投資割合の合計が信託財産の純資産総額の20%を超えることとなった日から1か月以内に20%以下にならなかったとき
- ・ ポートフォリオ情報が継続して1か月間投資者に提供されていない場合（天災地変等、管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取引所が認める場合を除く）

- ・ 規程第1112条第1項第3号bの6（b）
- ・ 規程第1112条第1項第3号bの6（c）
- ・ 規程第1112条第1項第3号bの6（d）

- ・ 外国E T F及び外国E T F信託受益証券にあつては、一般社団法人資産運用業協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限と同等の投資制限がなくなる場合

- ・ 規程第1112条第2項第3号bの3

6. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 2026年10月16日から施行します。
- ・ 2. については、施行日以後に新規上場申請を行うE T Fから適用します。

以 上